



fisuel INFO

FISUEL INFORMATION LETTER

International Federation for the Safety of Electricity Users

国際電気保安連盟インフォメーション



論説

友よ、
私たちの連盟が10歳になりました！
連盟が発足して10年になりますが、2002～2012年で、経験の共有、世界の電力需要家の保安向上のための協力、強力な関与を続けて10年になりました。
本年アフリカのコートジボワールでFISUELの年次大会が開催されますが、誕生日を迎える最高の日となります。この地域では、残念ながら電気保安、標準化、規制面の課題が深刻ですが、連盟の発展のための重要な機会です。
私たちの思いは、ベナンの元大統領Emile Derlin Zinsou氏が2000年、フランスのVillepinteでアフリカで電気保安のために為すべきことは沢山あり、国際連盟創設し、それを世界中に拡大するよう私たちを励ましてもらった言葉を思い出します。
この10年間、全ての人のために、国際的に各国間で経験を交換し、電気保安を促進するため、FISUELは可能な限り全ての地域において努力してきました。
その10年後、戦略プランを作成しました。私たちの活動を方向づけるこの戦略をまとめる前に、私たちの役割の指針、私たちの強みと弱み、機会と懸念について検討しました。
FISUELの活動のために、私たちの強みと思いを一つにしましょう！

アディオーマ・ディオオーネ
PROQUELEC理事
FISUEL 副会長

イエルフィーノ会長ポーランド訪問 SEPの招待



3月8～10日、FISUELのイエルフィーノ会長は、SEPの会長であるJerzy Barglik教授の招待により、ドーム副会長と共にポーランドのワルシャワを訪問しました。



オコルスキー氏(ポーランド)、イエルフィーノ氏、ドーム氏

3月8日:

○SEPで会合が開催され、SEPの活動についてJerzy Barglik会長から説明があり、SEPとFISUELの協力について意見交換しました。

○UDT(技術検査所)を訪問し、Marek Walczak所長からUDTに関する説明を受けました。イエルフィーノ会長からはFISUELについて説明を行いました。この会合で、NOBE(財団法人・全国電気保安センター)設立の合意書署名が次の代表者によって行われました。

- ・SEP(ポーランド電気技術者協会)
- ・PIGE(ポーランド電子技術商工会議所)
- ・IEL(電子技術研究所)





翌日、ワルシャワ市Międzylesieの電子技術研究所で会合が開かれ、IELのWieslaw Wilczynski部長とBBJ SEP(品質・安全研究部)のJanusz Okólski部長から、それぞれIELとBBJ SEPの活動について発表がありました。発表の後、SEPに招待されたゲストは、IELとBBJの研究室を訪問しました。

同日、イェルフィーノ会長は、J. E. Gerardo Biritos駐ポーランド・アルゼンチン大使と面会しました。



イェルフィーノ会長、ドーム副会長、
バーグリック会長(SEP)

短信

■欧州ワーキンググループが3月20日、パリのFISUEL事務局で開催されました。

主な議題:

太陽光発電設備と消防士、安全のための勧告事項、FISUELマニュアル、“検査と試験－最低要求事項”、マイクロ・コージェネレーション、既設太陽光発電の点検、住宅の電気自動車充電インフラ



電気設備の変更について(スペイン)

設備の適切な検査と良好な状態に管理することに関する要求事項について

低圧電気規則第20条”システムの管理”では、システムの所有者に対してシステムが良好に動作する状態に管理し、その特性に適した使用をし、改造を行ってはならず、もし改造が必要な場合は施工業者によって行われなければならない、と規定されています。

また、同規則第22条では、規制当局の監督の下、規制機関の検査・監視活動実施に関して、次の関係補足的技術指令が規定されています。

- a) 設置、改造、修理または拡張は、契約前の検査を条件とする。
- b) 設備は定期的な点検を要する。
- c) 検査結果の判定基準及び結果に応じて取るべき措置
- d) 定期点検の頻度

補足的技術指令ITC-BT-05(確認・点検)

1 ■実施業者

- ・システムの契約前の確認は、施工業者の工事士によって行われなければならない。
- ・低圧電気設備の検査を行う業者は、検査機関としての業務を行わなければならない。



2 ■ 契約前の確認

低圧電気設備は契約前の確認が条件となっており、設備の特性に応じて適切なものでなければなりません。

3 ■ 検査

低圧電気設備は、第3.1項の項目等について、検査機関による検査により、システムの運用期間を通じて基準に適合するよう可能な限り確認することが必要です。検査は、次のものがあります。

- ・竣工検査:設備の契約前
- ・定期検査

3.1・竣工検査

次のシステム的大幅な拡張または改造の場合、完成後、自治体の管轄部署への書類の提出の前に確認が必要です。

- a) 設備容量が100kWを超える産業用設備
- b) 公共用の設備
- c) 火災、爆発の恐れのあるクラス1の施設(25台未満収容のガソリンスタンドを除く)

d) 水気のある場所の25kW超の設備

e) プールの10kWを超える設備

f) 手術室・治療室

g) 5kW以上の街灯設備

3.2・定期検査

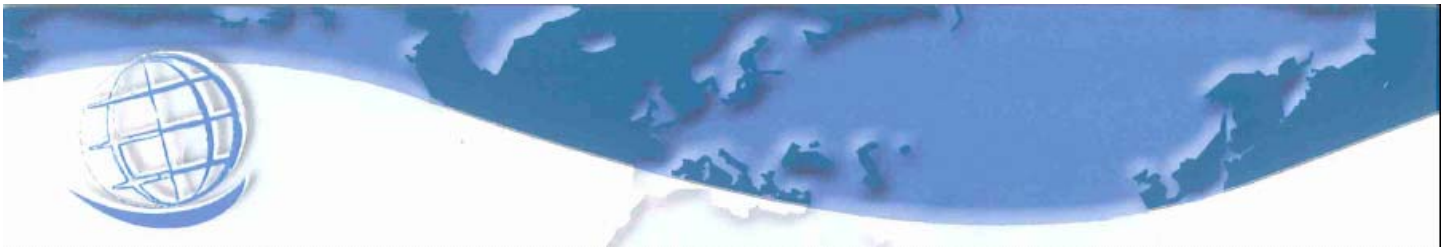
第3.1項により竣工検査が必要とされる全ての低圧電気設備は5年毎、総容量が100kWを超える住宅共用部の電気設備は10年毎に点検されます。

4 ■ 手続き

検査機関は、実施規則に基づいて、該当個所、技術文書に記された内容、検出された不具合の分類基準に従って設備の検査を行います。適当と考えられる場合は、設備会社はこれらの検査の実施に協力します。検査の結果、検査機関は検査証明書を発行しますが、証明書にはシステムを特定するデータを含み、問題点とその分類、システムの状態についても記載されることになっています。

- ・合格:深刻な欠陥が無いもの。この場合、小さな問題点について、次回の検査の前に改善する方法が記録係りに通知されます。
- ・条件付:少なくとも1つ以上深刻な欠陥があり、または前回の検査で小さな問題が指摘されていて改善されていないもの。この場合、





- a) 新規設備がこの判定となった場合、設備が改修されるまで電力は供給されず、良好とみなされません。
- b) 使用中の設備の場合、改修すべき期限が設定され、それは6ヶ月以下にされます。この期限後、欠陥が改修されていない場合、所管当局は自治体の担当部署に不適合の通知を送ります。
- ・不合格:非常に深刻な欠陥が1つ以上あるもの。この場合、
- a) 新規設備がこの判定となった場合、設備が改修されるまで電力は供給されず、適合とみなされません。
- b) 使用中の設備の場合、不合格証明が発行され、自治体の担当部署に直ちに送られます。

その他のケースの取扱
 電力システムの送配電、販売、供給、承認手続きを規制する、1995/2000年12月1日付け国王指令第83条に基づき、事業者は設備の点検を行う義務があり、課金の権利、既設設備の点検の権利についても規定されています。このような確認の結果、システムが技術保安上の規制に適合していないことが明らかになった場合、小売事業者は設置者に報告書を届け、システムの改修を求めることとなっています。

FENIEの活動
 低圧電気技術規則と1995/2000年12月1日付け国王指令にもかかわらず、危険な状態の非常に古いシステムが存在しています。それが、人々と財産の安全のため、FENIE(電気通信設備企業連合)が積極的に活動し、電気システムの調査数を増やすよう規制改正を求めている理由なのです。



あなたの手帳の予定日
 ・10月25日、ロンドンESCにて
 ヨーロッパ・ワーキンググループ

FISUELの10年

もう10年!
 それは、2001年2月1日、ベイルートのODI(技術者会)で、8ヶ国15機関が、CONSUELのフィリペ・アンドレ会長の呼び掛けした目標に賛同したのです。
 “電気保安の水準を国際的に高め、近づけ、この目的のために会員間で情報交換と経験の共有を図る組織を設立すること”
 そして、FISUELの設立を決定し、最初の会員となったのです。歴史はその先見性を立証しています。今日FISUELは、4大陸21ヶ国を代表する34機関からなり、電気の安全使用の促進のために、世界的に20回以上の大規模会議を開催するまでになっているからです。
**電気保安のために
 世界と通じ合おう。**

